

昭和59年度 取扱事件年計報告集計表

山口会 会員数276名

土 地				建 物				総 計	
区 分		件 数	金 額	区 分		件 数	金 額	件 数	金 額
イ 申 請 手 続	1	表 示	383	13,393,901	イ 申 請 手 続	1	表 示	8,527	379,287,738
		分 筆	6,620	450,854,061			区分建物	209	10,771,350
		地積更生	688	45,688,609			床面積 変更・更正	2,148	94,869,433
		その他の 登記	134	4,899,975			その他の 登記	160	3,633,919
	2	合 筆	1,359	20,860,049		2	滅 失	2,599	33,210,360
		地目変更	5,353	72,658,273			種類構造 変更・更正	423	11,488,600
		その他の 登記	150	3,633,725			その他の 登記	169	2,530,530
計		14,687	611,988,593	計		14,235	535,791,930	28,922	1,147,780,523
ロ 調査測量		2,077	165,945,126	ロ 調査測量		1,046	25,274,165	3,123	191,219,291
ハ 乙号事件		1,891	3,129,804	ハ 乙号事件		1,394	1,250,643	3,285	4,380,447
ニ その他		421	12,634,874	ニ その他		316	882,070	737	13,516,944
計		4,389	181,709,804	計		2,756	27,406,878	7,145	209,116,682
公 共 嘱 託		4,073	35,463,442	公 共 嘱 託		128	4,186,200	4,201	39,649,642
合 計		23,149	829,161,839	合 計		17,119	567,385,008	40,268	1,396,546,847

※各支部1会員当りの平均値は次の通りになります。

支部	イ 申請手続		ロ 調査測量		ハ 乙号事件		ニ その他		公 共 嘱 託		合 計		会員数		
	(土 地)		(建 物)		(土地建物)		(土地建物)		(土地建物)		(土地建物)				
	(件数)	金額	(件数)	金額	(件数)	金額	(件数)	金額	(件数)	金額	(件数)	金額			
岩 国	(39)	1,712	(33)	1,251	(7)	374	(11)	12	(4)	38	(35)	256	(129)	3,642	58
徳 山	(41)	2,393	(46)	1,826	(8)	554	(13)	18	(2)	61	(22)	197	(133)	5,049	48
山 口	(66)	2,556	(63)	2,375	(7)	387	(11)	10	(1)	16	(4)	104	(152)	5,447	53
萩	(51)	1,991	(45)	1,634	(5)	289	(6)	7	(1)	40	(26)	228	(134)	4,190	23
宇 部	(76)	2,755	(67)	2,175	(30)	1,257	(16)	17	(5)	34	(6)	23	(202)	6,261	40
下 関	(49)	1,970	(57)	2,318	(12)	1,213	(12)	27	(2)	98	(1)	69	(133)	5,694	54
山口会	(53)	2,217	(52)	1,941	(11)	693	(12)	16	(3)	49	(15)	144	(146)	5,060	276

報 酬

会 長 三 好 敏 夫

会長が一番気にしていることは会員の所得であります。

(年計表から) 五九年度一人当り年間報酬は五〇六万円となりましたが専門家の所得と

しては少なすぎると思います。土地家屋調査士がその調査士法制定の目的である不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する為には職業に専念する事が出来る報酬が必要である。

会員一人当り年間所得	全 国	山 口 会	割 合
五二年	四四五万円	三二〇万円	〇・七一九
五七年	六三二万円	四七八万円	〇・七五六
五八年	六三二万円	四八四万円	〇・七六七
五九年	六四九万円	五〇六万円	〇・七七九

回 答 者	全 国	山 口 会
昭和五六年 二月二日現在 調査士実態調査 (連合会編集)	(二八、一三三内) 一一、〇七六名	(二七七内) 一四一名
調査士專業者の割合 兼業を含めた総収入の うち調査士報酬の割合	二一・五% 四四・四%	一七・七% 四二・四%

今面改正される報酬額は調査測量土地標準報酬額が一欄のみとなったこと、これは全国的に単位会から連合会に何年越という要望の成果であります。会としては報酬額研修に当って二表をもつて指導していたから一挙に実績が上がると思われませんが報酬の請求がし易くなったと思います。報酬額全項目に涉つて五%増額されましたが昭和六十年七月の改定であるから他物価賃金から比べたら低いと思います。調査測量報酬額の加算減額の考え方が従前より容易になりました。会員誰もが事件依頼を確保することに苦勞してゐるから会員間にトラブルが起ることが多い。その大部分は報酬の問題である。事件量と報酬額のバランスをどう考えるか会員間の隔差が団結を阻害し会に対する歸屬意識が欠如して行く。調査士が作成した測量図は公図となり永久に国民に公示される。その責任と対価とを全会員は真剣に考えて頂きたい。



大変おつかれさまでした

任期満了各役員

退任の辞を述べる。



前会長
前田 博司

新緑の候を迎え、いよいよ土地家屋調査士会の総会も間近くなつてまいりました。私もこの総会をもって、副会長の職を任期満了退任することとなりました。

拙りがえつてみますのは、この二年の間、何等副会長らしい事も致さず、皆様に御迷惑をおかけするばかりで、まことに申し訳なく存じて居ります。

今年に公共福祉法人の法制化など、私共の職域にも激動の光しが現われて来ております。価値観のますます多様化する時代を控えて、この総会では、そうした変化に即応しうる新たな執行部が選任されること存じます。

時代の要求に適切する新たな「土地家屋調査士」像確立への模索の期間が、またここしばらくは続くことでしょう。私も、一会員に限りませんが、住民の住民による住民のため

の「土地家屋調査士」、国民にその職域を知らされた「土地家屋調査士」とするために、なお一層努力を重ねて行く所存で居ります。この二年間、本会にお世話になりました。厚く御礼申し上げます。



公共事業部長
兼川 良介

「土地家屋調査士法改正具体化なる」小生、公共事業部を担当させて頂き、早や二年が過ぎようとしています。

公共事業部も、公共福祉委員会との創立のもと、何となく不自然な活動を進めて参ったのでありますが、今年三月一日、土地家屋調査士法改正案が、司法審士法改正案と共に、衆議院に提出され、同四月十九日、衆議院法務委員会でも承認、同四月二十三日、衆議院本会議を通過、現在参議院に送り込まれており、今国会で成立の見通しがつきました。

思い返せば、公共福祉登記に、司馬貞会でも取組み、昭和四十七年九月、山口県公共福祉登記委員会を設立以来、早や十四年の歳月が過ぎ、ようやくにして、立法化の目的が達成されようとしているのであります。

法前案は長年の願いであり、特にこの数年

は、今年は法制化される予定とのニュースが日調達から伝えられては消えて行き、然れど、たく感じたものであります。

法改正が成立し、公共福祉登記協会が設立されるのですが、協会が設立されたとしても、決して生々しいものではないと思っておりますが、今までの任意団体とは異なり、法の保護の基で活動出来る事は、すばらしい前進と思っております。

土地家屋調査士の協会は、定款第四條（会報やまぐち第二十七号掲載）の事業達成の爲に、現況の福祉登記事務処理のみに満足ならず、諸調査、測量を本協会において処理する格努力せねばならないと思っております。

この爲には、発注機関への理解と協力、測量業協会との調整、受入れ態勢の充実等々数々の問題が山積していると思っておりますが、これらの整理が必要となって参ります。

民間事件の減少する今日、皆様と共に一主として、この公共事業への協力を要ね、我々土地家屋調査士制度の発展の爲、延ては、業城拡大の爲、真摯に取組むべきと思っております。

私も任期が終ろうとしています。

新しい執行部の方々は大変おつかれさまでしたとあり、法の保護のもと、スタートする法人協会を立案に育成して戴くことを切願致し、私の二年間の無業績を深くお詫言し上げ、会員皆様の、今日までの御協力に感謝し筆を閉じます。



総務部長
兼清 遵寿

この二年間、総務担当理事としてすごさせていただきました。

未熟者の私が今日迄何とかやってこれましたのも会長をはじめ皆々様の御指導御援助のおかげと存じまして心から感謝致しますと共に
お礼申し上げます。

会員の皆様方には多々、御意見御要望もございましたことと存じます。又不勉強のために皆様方に御不満や御迷惑をおかけしたことも存じますが何卒御容赦下さいませよう。心からお願ひ申し上げます。

総務業務につきましましては会員の皆様には暖かい御協力いただきました事、深く御礼申し上げますと共に今後益々の御指導御鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。



企画部長
溝口 保二

役員任期満了に伴う御挨拶と言う事ですがまんねり化した文章ではと思ひながらも当然の様に自分の進んだ二十一年間を振り返らざるを得ないのが実状であります。

区分所有法から始まり運用規程の見直し報酬改正と色々忙がしい企画部でしたがこれとして満足のいく物はなく会員皆様方にはさぞ御迷惑をおかけした事と反省の色で一杯でございます。

企画部として多額の予算計上を受けながらも窮迫した財政難を考えれば十分な本部研修も、教養講座も聞く事が出来なかつた。責任が重く前にのしかかっている様に思われます。いたらない小生ではありましたが会員皆様と本部役員との温かい厚情につつまれどうにか今日まで無事任期を終える事が出来ました事、紙面をかり厚くお礼申し上げます。



理事長
細野 毅

細野 毅

調査士会総会への準備期に至りまして、厚生部会も、事業報告の経過を纏めて総ざらいをしています。

総務会から発展的に誕生して、香枝を掲げましたが、福祉経済成長の時勢に対応して、会員方の御理解による組織基盤が、整えられてきたと感じております。

事業主たる者が多数の結束で、低負担、効率化を計り、共存連繫をモットーに、イメージアップに努めてきました。共済、保険、福祉補償、互助会の経営を確立つものとして、給付金の改善も加えられ又高卒会員の優遇措置等、施策として難せないものになってきました。

司議会合同のソフトボール大会も各地巡回を続行し、森支那球場も盛況に終り、岩国区を残すのみとなりました。総味ダルーアの

團基会も日講運動会に北出陣を叶え、県内史蹟巡り家族参加の企画も、共に第二回目が実行されて、参加者負担金をお断りしながらもミニニューケーション行事として定着しました。新年度業務計画、予算等の成果を整えて、御承認を乞う。五月のセレモニーを待ち、役員選出に、是からのお活躍を願ひ、調査士法施行三五周年の絶ゆまぬ争みを祈つていきます。

私も社務厚生部、担当理事として勤めさせて頂き、いろいろを事を反省しながら、各位の御指導、御支援に深く感謝し、重責を返く者の祥といたします。水い間有難うございました。



本部理事四年を 勤めて

経理部長

高杉 勇助

昭和五十六年経理部長に就任して、早や二期日の任期が終ろうとしている。

この四年の歳月を反省してみるのも意義があるように思われるので、広報部長の要請を受けて、拙筆をとった次第である。

一、本部理事就任の経過

私は、岩国支部長を六年間、その間、支部長会議長も勤めたいいわゆる外野族（野党的の意味）であり、支部会員の立場と云うことで、執行部に対し、批判的発言が多かったことは、今でも記憶に残っているところである。

当時支部長としての私は、支部研修について、最も腐心しており、下関支部が行なっていた実績をもとに、各支部に企画委員会規則を作成したのを機会に、支部長を辞任し、本部理事に推せんされたのである。

二、経理部長就任の経緯とその後

1 本部理事に推薦された私は、過去の経験（市税務十五年）から経理部を希望し、長年勤めておられる、山口支部・岡村氏のもとで、せめて一期でも勉強したいと考えていたが、その年、岡村氏は、理事を辞退しておられ、私としては、会の内情がわからないまま、経理部長を引受けざるを得ない状況となったものである。

2 私は現在、調査士会の経理のあり方について或る程度の私見を持っているが、それは就任直後の、五十六年十月二十六・二十七両日、日調連主催の経理部長会議に出席し、斎藤明商学博士の「調査士会の財務管理」と題した。主として公益法人の会計基準を中心とした講演を聞き、また全国各会の事情等を話し合うことが出来たからである。夜は福島会を同宿し、雪国の冬の測量の困難さをつぶさに聞き、チェーンの使い方とも知らない私は、幸福な気持ちにさせられたものである。

斎藤講師は講演の中で、調査士会は「人（会員）の金を預る」公共的法人である。したがって経理も会員に理解され易い様式

方法を考える必要があると専門的立場から詳細に説明された。（専門的過ぎて理解できない箇所もあった。）以後解り易い経理として、事務局とも協議の上、五十七年度予算から収支とも款・項・目に分けた経理様式としたのであるが、五十八年総会においては決算に出ている未収、未払を予算に計上せず、下関支部、大田会員の質問により救われた一幕もあり、また総会後の懇親会において、山口支部、木下会員より一笑に付され、私の官庁勤務の考え方が抜け切れていないことを反省させられたこともあった。

三、会計規定の作成

日調連案は、五十六年度に出されていたが、各会に評判が悪く、中プロ経理部長会議でも、岡山、広島、山口会はしばらく見送ることとしたが当時総会において、徳山支部、原田会員より、規定作成について、強い要望が出されており、山口会独自で作成する決心をし、まず前出会計基準を参考として、事務局長案を作成させた。（事務局の運営を容易にするため）

右、事務局長案に日調連案をミックスした

ものが、現在の会計規定である。

私の作成した租案を経理部会(会長及び、担当副会長出席)で修正し、五十九年十一月十六日理事会で決議を受けたものである。私としては、日調連内で最も優れた規定と自負しているが、所詮自盟に等しく、今後担当者が変わることにより改善充実されることを期待している。

四、経理部から見た調査士業界

毎年の総会で報告しているところであるが経理上最も遺憾に思っていることは、年々証拠の発行数が減少していることである。この五年間、年毎に約二十件(枚)前後の落ち込みがある。証拠会計自体は、約二十万円前後の減収で、互助会繰入、会館修繕等、運営に支障はないが、会員全体の収入減を憂れうものである。

ちなみに五十五年の三九、五二〇件に対し、五十九年は二九、四七五件となっており約一万件の減少である。

建物表示約四万円を標準とすると、年間借円の減収であり、調査士業界も危機に立たされていると云わなければならない。

これに司法曹士の行う保存設定等の報酬

を考えれば、更に大きな数字となってくる筈である。

ではこの解決策はどうかと考えてみると、事件増を望むより、公称簿記登記に目を向ける必要があると思われる。

今迄の公称は、とかく登記手続のみ目標が置かれていたように思われるが、分筆、所有権移転で、一〇、四〇〇円程度の報酬では、若い調査士がそっぽを向くのも無理はない。調査測量を含めた、公称全部を調査士業界のものとするのが目標でなければならぬ。

公称法人の法制化に期待する人もあると思うが、必要なのは、会員の協力体制の確立にあると思われる。

柳井地区においては、建築士会が結束して共同体を作り、久賀町役場の設計を受注したと聞いている。

今後の公共事業部と、公称委員会の活動及び指導を期待しているものである。

以上、四年間の行動と、感想を述べたのであるが、この道で生計を維持している私としては、会を愛する気持は人後に落ちないつもりであり、今後も会務に専任するのは当然の

ことで、能力の範囲内において、精一杯助める決心をしている。

ただ、総会の度毎に眼福(老眼)を拭く回数が多くなっているのが流石所であろう。

以上



表示登記の日 無料相談集計表に見る

県下十五会場で行われた今年の表示登記の日無料相談会は、下表の通り、七十五名の来客がありました。各支部から出された、相談票の集計から、来客者の質問事項をまとめてみました。

- 共有所有財産の登記のしかた(1)
- 相続問題について(4)
- 地目の変更について(5)
- 通行地役権について(2)
- 持分の放棄について(1)
- 仮登記を本登記にすることについて(4)
- 土地境界紛争(4)
- 土地不存在(2)
- 農振地域の地目変更について(1)
- 建物新築・増築(7)
- 税金について(2)
- 相続人行方不明(4)
- 登記費用について(4)
- 区画整理地の地籍不足(1)
- 贈与について(4)
- 先取特権(4)
- 権利書紛失(1)
- 境界未定の処理(1)
- 住居表示について(1)

支部	地区	会場名	来客数	相談事項		推測効果			登記相談を何で知られましたか						
				土地	建物	満足	一応納得	記入なし	テレビ	ラジオ	市町村誌	ポスター	新聞	有線	会場
山口	山口	司調会館	9	9	2	8	1		1		9	1			
+	防府	文化福祉会館	6	6	1	6			2	3	4			1	
岩国	岩国	法務局岩国支局	5	5		3	1	1	2		3				
+	柳井	法務局柳井出張所	13	12	1	7	6		1		12				
+	錦	本郷山村センター	4	1	3	3		1			4	4			
徳山	徳山	徳山市民館	1		1	1					1				
+	下松	下松市民館	5	3	2	5					5				
+	光	光市役所	3	3		2	1				2	1			
+	新南陽	中央公民館	0												
下関	下関	下関市役所	12	9	3	10	2				10		1		1
宇部	宇部	法務局宇部支局	4	4	2	3	1				3		1		1
+	山陽	山陽町役場	4	2	2	4					4				
+	小野田	商工センター	3	3	2	2	1				3		1		
萩	萩	法務局萩支局	5	3	4	5			2		3				
+	長門	中央公民館	1	1		1			1						
計15会場			75	61	23	60	13	2	9	3	63	6	3	1	2

ちょっとひといき

問題(A)

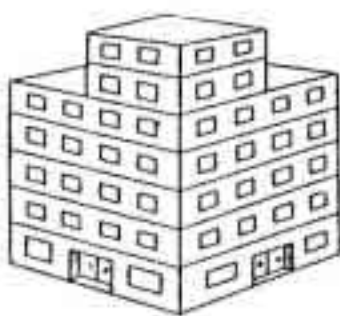
詰将棋一題 ヒント 七手詰です

	1	2	3	4	5	6
一	歩		飛			
二		王	将			
三						
四	歩	歩				
五		桂				
六						
七						
	持	駒	銀	金	角	

問題(B)

何室あるでしょう

このビルは壁が二つで、必ず一室になっています。一階はホールで使っていませんが、二階から上はみんなで何室あるでしょう。



ご解答下さい。

正解者全員薄謝進呈します

ノ切五月三十日

宛先 山口県土地家屋調査士会

推理クイズ

私はなんでしょう

問題(C)何でしょう

ペール

「第一のペール」もともとは同じものでも、クニヤリとしているときもあれば、ピンと立っているときもありません。ふつうはクニヤリとしている方が多いです。「第二のペール」子供にでもちゃんとお金はあります。ただ子供のほうに余分なものがついています。「第三のペール」ベッドの巾にあるときも、先の方に余分なものがついていますが、この場合は、かならずピンと突っ立った形です。さて、このものは何でしょう。

問題(D)

殺人クイズ

推理小説ばやりの昨今、クイズも殺人でいきました。もともとこの人殺しは別に犯罪には関係なさそうだが、つぎに加害者、被害者の言葉を述べますからその殺人方法をお答え下さい。

- 「クインクしたら、彼氏とあんなに愛っちゃったのよ。」
- 「別に凶器は使いません。ただ私は何も口をきかなかっただけなのです。」
- 「やられました。何しろヒツがないんです。」
- 「成績があまりよくないんです。おれわれのメンバーから、奴を消したわけなんです。」
- 「あまりバカバカしいんで笑いとばしてやりました。」

前回の正解者(二七号)

柳井 洪 瀬 清 治

山口 野 村 幸 人

山口 事務局 (二名)

総席第108号
昭和60年3月26日

山口県土地家屋調査士会長 殿

山口地方法務局長

出張所の統廃合について

この度、登記所適正配置計画に基づき、当局管内徳地出張所は、本年4月1日付けをもって防府出張所に統合することとなり、不動産及び商業法人登記管轄区域を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

	庁 名	登 記 管 轄 区 域	
		不 動 産	商 業 ・ 法 人
廃 止 庁	山口地方法務局徳地出張所	佐 波 郡	不動産登記管轄区域に同じ
受 入 庁	山口地方法務局防府出張所	防 府 市 ・ 佐 波 郡	不動産登記管轄区域に同じ

山口地方法務局 人事異動

昭和60年3月25日、4月1日発令分

氏 名	新	旧
清水 龍三	岡山地方法務局戸籍課長	山口地方法務局会計課長
中村 和人	山口地方法務局会計課長	高松法務局民事行政部民事行政調査官
川崎 卓朗	鳥取地方法務局倉吉支局長	山口地方法務局供託課長
井上 三郎	山口地方法務局供託課長	松江地方法務局登記部門統括登記官
溝下 正喜	広島法務局東広島支局長	山口地方法務局訟務課長
國松 新成	山口地方法務局訟務課長	宮崎地方法務局会計課長
有元 孝	岡山地方法務局津山支局長	山口地方法務局人権擁護課長
三原 幸一	山口地方法務局人権擁護課長	広島法務局三次支局長
小川 稔	広島法務局三次支局長	山口地方法務局萩支局長
三上 尚夫	山口地方法務局萩支局長	松江地方法務局供託課長
石田 正幸	広島法務局人権擁護部第一課長	山口地方法務局宇部支局長
岡村 邦人	山口地方法務局宇部支局長	広島法務局民事行政部供託課長
堀江 安行	岡山地方法務局高梁支局長	山口地方法務局総務課長補佐
井山 武夫	山口地方法務局総務課長補佐	広島法務局民事行政部登記部門表示登記専門官
大野 英雄	山口地方法務局下関支局(登記部門)統括登記官	山口地方法務局登記部門統括登記官
宮内 誠行	山口地方法務局登記部門統括登記官	山口地方法務局防府出張所長
寺岡 保	広島法務局東広島支局統括登記官	山口地方法務局登記部門統括登記官
下瀬 寛	山口地方法務局登記部門統括登記官	山口地方法務局徳山支局長補佐
宮地 弘文	鳥取地方法務局登記部門統括登記官	山口地方法務局徳山支局統括登記官
伊藤 隆	山口地方法務局徳山支局統括登記官	広島法務局東広島支局統括登記官
栗屋 茂信	山口地方法務局防府出張所長	山口地方法務局下関支局(登記部門)統括登記官
広中 章人	山口地方法務局徳山支局長補佐	山口地方法務局徳山支局登記官
松田 昭義	松江地方法務局出雲支局総務課長	山口地方法務局岩国支局長補佐
中野 久雄	山口地方法務局岩国支局長補佐	山口地方法務局総務課人事係長
石崎 親男	松江地方法務局津和野出張所長	山口地方法務局徳地出張所長
波多野 忠	山口地方法務局光出張所長	山口地方法務局新南陽出張所長
竹島 逸夫	山口地方法務局新南陽出張所長	山口地方法務局小野田出張所長
海嶋 為夫	(辞 職)	山口地方法務局光出張所長
水津 憲治	山口地方法務局総出張所長	山口地方法務局下関支局総務係長
山崎 力	山口地方法務局小野田出張所長	山口地方法務局下関支局(登記部門)登記官

氏名	新	旧
	(辞 職)	
海嶋 為夫	山口地方法務局光出張所長	山口地方法務局光出張所長
伊勢本 歌治	山口地方法務局下関支局登記官	山口地方法務局下関支局登記官
立花 繁美	山口地方法務局登記部門登記官	山口地方法務局登記部門登記官
植杉 初枝	山口地方法務局登記部門登記官	山口地方法務局登記部門登記官
	(転 出)	
清水 龍三	岡山地方法務局戸籍課長	山口地方法務局会計課長
川崎 卓朗	鳥取地方法務局倉吉支局長	山口地方法務局供託課長
溝下 正喜	広島法務局東広島支局長	山口地方法務局訟務課長
有元 孝	岡山地方法務局津山支局長	山口地方法務局人権擁護課長
小川 稔	広島法務局三次支局長	山口地方法務局萩支局長
石田 正幸	広島法務局人権擁護部人権第一課長	山口地方法務局宇部支局長
堀江 安行	岡山地方法務局高梁支局長	山口地方法務局総務課長補佐
寺岡 保	広島法務局東広島支局統括登記官	山口地方法務局登記部門統括登記官
藤井 季	広島法務局訟務第二課訟務専門官	山口地方法務局訟務課訟務専門官
宮地 弘文	鳥取地方法務局登記部門統括登記官	山口地方法務局徳山支局統括登記官
松田 昭義	松江地方法務局出雲支局総務課長	山口地方法務局岩国支局長補佐
石崎 親男	松江地方法務局津和野出張所長	山口地方法務局徳地出張所長
膳夫 明	松江地方法務局益田支局登記官	山口地方法務局戸籍課国籍係長
	(転 入)	
中村 和人	山口地方法務局会計課長	高松法務局民事行政部民事行政調査官
井上 三郎	山口地方法務局供託課長	松江地方法務局登記部門統括登記官
國松 新成	山口地方法務局訟務課長	宮崎地方法務局会計課長
三原 幸一	山口地方法務局人権擁護課長	広島法務局三次支局長
三上 尚夫	山口地方法務局萩支局長	松江地方法務局供託課長
岡村 邦弘	山口地方法務局宇部支局長	広島法務局民事行政部供託課長
井山 武夫	山口地方法務局総務課長補佐	広島法務局民事行政部登記部門表示登記専門官
伊藤 隆	山口地方法務局徳山支局統括登記官	広島法務局東広島支局統括登記官
加藤 芳昭	山口地方法務局萩支局登記官	横浜地方法務局戸籍出張所登記官
中丸 俊亮	山口地方法務局岩国支局登記官	広島法務局会計課営繕係長
山口 忠雄	山口地方法務局下関支局(登記部門)登記官	広島法務局千代田出張所長
竹内 芳行	山口地方法務局徳山支局	広島法務局廿日市出張所
	(配 置 換)	
中野 久雄	山口地方法務局岩国支局長補佐	山口地方法務局総務課人事係長
野村 幸子	山口地方法務局防府出張所登記官	山口地方法務局会計課
大野 英雄	山口地方法務局下関支局(登記部門)統括登記官	山口地方法務局登記部門統括登記官
岩谷 利彦	山口地方法務局訟務課訟務専門官	山口地方法務局戸籍課戸籍係長
下瀬 寛	山口地方法務局登記部門統括登記官	山口地方法務局徳山支局長補佐
浜田 孝	山口地方法務局総務課人事係長	山口地方法務局徳山支局総務係長
広中 章人	山口地方法務局徳山支局長補佐	山口地方法務局徳山支局登記官
玉木 万寿	山口地方法務局防府出張所登記官	山口地方法務局萩支局登記官
木村 悟	山口地方法務局徳山支局登記官	山口地方法務局岩国支局登記官
石崎 博子	山口地方法務局柳井出張所登記官	山口地方法務局岩国支局供託専門職
粟屋 茂信	山口地方法務局防府出張所長	山口地方法務局下関支局(登記部門)統括登記官
水津 憲治	山口地方法務局錦出張所長	山口地方法務局下関支局総務課総務係長
山崎 力	山口地方法務局小野田出張所長	山口地方法務局下関支局(登記部門)登記官
中原 宏迪	山口地方法務局戸籍課戸籍係長	山口地方法務局下関支局(登記部門)登記官
小林 叶	山口地方法務局登記部門登記官	山口地方法務局宇部支局登記官

氏 名	新	旧
宮内 誠行	山口地方法務局登記部門統括登記官	山口地方法務局防府出張所長
阿座上 弘一	山口地方法務局下関支局（登記部門）登記官	山口地方法務局防府出張所登記官
有田 知	山口地方法務局登記部門登記官	山口地方法務局阿東出張所登記専門職
波多野 忠	山口地方法務局光出張所長	山口地方法務局新南陽出張所長
保坂 一男	山口地方法務局宇部支局登記官	山口地方法務局光出張所登記官
中野 好彦	山口地方法務局防府出張所登記官	山口地方法務局錦出張所長
伊藤 久行	山口地方法務局光出張所登記官	山口地方法務局柳井出張所登記官
岡 道子	山口地方法務局岩国支局登記専門職（4.1付同支局登記官）	山口地方法務局柳井出張所登記専門職
竹島 逸夫	山口地方法務局新南陽出張所長	山口地方法務局小野田出張所長
松原 純生	山口地方法務局下関支局総務課	山口地方法務局総務課
河合 佑一	山口地方法務局登記部門登記相談官	山口地方法務局登記部門登記官
道端 浩生	山口地方法務局阿東出張所	山口地方法務局登記部門
金子 邦人	山口地方法務局徳山支局供託専門職	山口地方法務局戸籍課
井上 兼徳	山口地方法務局徳山支局総務係長	山口地方法務局人権擁護課人権相談主任
西村 昭博	山口地方法務局岩国支局登記専門職	山口地方法務局徳山支局供託専門職
斉宮 英敏	山口地方法務局周東出張所登記専門職	山口地方法務局徳山支局登記専門職
森 藤秀仁	山口地方法務局長門出張所登記専門職	山口地方法務局萩支局供託専門職
富永 勝盛	山口地方法務局柳井出張所登記専門職	山口地方法務局岩国支局供託専門職
町田 圭司	山口地方法務局下関支局（登記専門）	山口地方法務局岩国支局
岩本 一右	山口地方法務局登記部門登記専門職	山口地方法務局下関支局総務課供託専門職
田中 哲治	山口地方法務局下関支局（登記部門）登記専門職	山口地方法務局下関支局総務課供託専門職
斉藤 俊英	山口地方法務局下関支局総務課総務係長	山口地方法務局下関支局（登記部門）登記専門職
藤川 京子	山口地方法務局宇部支局登記専門職	山口地方法務局下関支局（登記部門）登記専門職
久富 豊広	山口地方法務局豊北出張所登記専門職	山口地方法務局下関支局（登記部門）登記専門職
藤井 茂	山口地方法務局下関支局総務課	山口地方法務局下関支局（登記部門）
西山 義治	山口地方法務局豊田出張所	山口地方法務局下関支局（登記部門）
藤田 英夫	山口地方法務局下関支局（登記部門）登記専門職	山口地方法務局宇部支局登記専門職
浅原 勉	山口地方法務局山陽出張所登記専門職	山口地方法務局宇部支局登記専門職
中村 和彦	山口地方法務局会計課	山口地方法務局宇部支局登記専門職
松永 惠昭	山口地方法務局下関支局（登記部門）登記専門職	山口地方法務局防府出張所登記専門職
守永 辰夫	山口地方法務局戸籍課	山口地方法務局美東出張所登記専門職
井上 進	山口地方法務局美東出張所	山口地方法務局美祢出張所
小山 稔	山口地方法務局戸籍課国籍係長	山口地方法務局新南陽出張所登記専門職
横山 好信	山口地方法務局人権擁護課人権相談主任	山口地方法務局長門出張所登記専門職
木村 学	山口地方法務局美祢出張所登記専門職	山口地方法務局長門出張所登記専門職
林 彰夫	山口地方法務局柳井出張所供託専門職	山口地方法務局周東出張所登記専門職
武吉 勲	山口地方法務局久賀出張所	山口地方法務局柳井出張所
原 沢源一	山口地方法務局新南陽出張所登記専門職	山口地方法務局柳井出張所供託専門職
藤井 隆弘	山口地方法務局萩支局登記専門職	山口地方法務局久賀出張所登記専門職
滝村 剛	山口地方法務局総務課	山口地方法務局豊北出張所登記専門職
藤山 政志	山口地方法務局下関支局（登記部門）	山口地方法務局豊田出張所
小野 孫房	山口地方法務局宇部支局登記専門職 （新規採用）	山口地方法務局山陽出張所登記専門職
後藤 鋭輝	山口地方法務局岩国支局	
藏田 和彦	山口地方法務局下関支局（登記部門）	
原田 勉	山口地方法務局宇部支局	
田中 博幸	山口地方法務局長門出張所	
勝部 泰和	山口地方法務局柳井出張所	

登記印紙による

登記関係手数料の

納付のお知らせ

登記特別会計法の成立は5月中旬ごろとされておりますが、成立のあかつきには昭和60年7月1日から登記所の経理が特別会計によって行われることとなります。これに伴い、不動産登記簿や商業・法人登記簿等の謄抄本交付、閲覧、証明等の申請に要する手数料は、7月1日からは、従来のように、「収入印紙」ではなく、「登記印紙」によって納めていただくこととなります。

この登記印紙は、7月1日から全国の集配郵便局や登記所最寄りの郵便局・印紙売りさばき所で販売されます。

新たに販売される登記印紙は、一〇〇円、二〇〇円、四〇〇円、一、〇〇〇円、五、〇〇〇円の5種類です。

この登記印紙は、登記簿の謄抄本等の手数料を納付する場合だけに使用するものであり、売買や相続等による所有権移転、抵当権設定、会社の設立、取締役等の変更等の登記の申請の際納付する登録免許税は、これまで

どおり収入印紙で納付していただきます。

なお、登記簿の謄抄本、閲覧、証明の手料は、7月1日から改定されます。例えば、不動産登記簿や、会社の登記簿の謄本・抄本は1通につき四〇〇円（1通が10枚を超えるものは、その超える枚数5枚ごとに一〇〇円加算となります）、不動産登録簿の閲覧や登記事項に関する証明は1件につき二〇〇円です。

所感

西山雅敏

私達が測量の現場で、土地の境界は土地家屋調査士或は市町村が管理するような言動に接することがあり戸惑うことがある。

三好会長もこのような現場経験が多いとみえ「表示登記の日」と同じように「境界の日」をもうけ一般国民の境界に対する認識を高めると共に、土地家屋調査士のPRを提案されている。

私は別の角度から国民の財産管理の意識改革を求めたい。

我々が日常取扱う法十七条地国の維持管理

については多分に意識し慎重に扱っているがこれが現場に於ては如何なるものであろうか。例えば地籍図根点の維持管理についてはどのようになされているか、残念乍ら私は何もなされてはいないと感じている。国土調査法では標識等の設置及び移転は第三十条に定められ、標識等の保全については第三十一条に、これらの違反については第三十五条以下で罰則も定められているにもかかわらず現場ではこのほとんどが除去され原形をとどめない。これらの多くは道路工事、上下水道工事により除かれたもので一般市民の手により除かれたものはわずかである。

ある地区の会員は地図による現地復元のため近くの基準点から改めて測量をし新たに図根点をもうけ復元作業をし、このための時間と経費を要したとき。

法に定められた図根点の維持管理がなされて居れば最少限の時間と経費で済むべきところを全く無駄をさせられると感じる。

私はここで順法精神をもって国民の財産管理につくすならば市民一人一人の境界に対する意識もかわるのではなからうか、と思っている。

この一言

昔から「寸鉄、人を殺す」という言葉がある。いうまでもなく、ちよつとした「一言」が相手との関係に決定的な影響を与えるという意味だ。

ある調査によると「夫が傷ついた妻の一言」は①安月給のくせに②「ハゲ」「デブ」「短足」③きょうは帰りが早いのね④あんた出世しないわね——などだそうである。

また、ある雑誌に「部下をくさらせる上役の一言」の代表例として①「頭を使え、頭を」②「いちいち、いいわけするな」③「親の顔を見たいな」④「オレの若いときには……」などが紹介されていた。

考えてみれば、このような人間関係をこわす「一言」は、「商売」の面でもないことはない。私にも、店主のたった「一言」でその店に行くのがイヤになったほどの経験がある。

その一、子供が小さい頃のこと。近所の業屋さんへウガイ薬を買いに行ったとき、私が「子供の使いやすい、味のよいものがありませんか」というと、店主の冷たい返事が返ってきた。「薬は味で使うものじゃありませんからな」と。

その二、数年前の春のこと。娘がなげなしのアルバイトで買った輸入物のダウン（羽毛入り）ジャケットを洗濯に出したところ、

ベチャンコになって返ってきた。早速、娘が「抗議」にゆくと、店主がひややかに答えたという。「この頃は、国産品の方が品質は良いですよ」と。

勿論「一言」には「人を生かす」効果を持つものもある。「私をなびかせた彼の一言」「ヤル気を起させた上司の一言」などがその例だ。できることなら、やはり「殺す」より「生かす」「一言」を使いたいものだ。

目次

昭和59年度 取扱事件年計報告集計表……………②
報 酬……………会長 三好 敏夫……………③
大変おつかれさまでした

前田 博司副会長・乗川 良介
兼清 進寿・溝口 保二・細野 毅……………④

本部署理事四年を勤めて……………高杉 勇助……………⑦
表示登記の日 無料相談集計表に見る……………⑨
ちよつとひといき……………⑩
山口地方法務局 人事異動……………⑪
登記印紙による登記関係手数料の

納付のお知らせ……………西山 雅敏……………⑮
所 感……………西山 雅敏……………⑮

計 報・お知らせ・会員異動状況……………⑮
この一言……………⑮

編集後記……………⑮

表紙説明

錦帯橋は、延宝元年(1673)三代藩主吉川広嘉公によって創建され、以来約300年間不落を誇っていましたが、キジア台風で流失、昭和28年再建されたものです。節用集(元文5年時枝左門著)の中で「此錦帯の雲にかけはしの如く且橋台のたくみなること及ぶ可もあらず、山は富士、橋は錦帯、我朝の名物と可言者也」とその素晴らしい姿を形容しているように、日本三奇橋の中でも規模の雄大さ、自然との調和、木造五連の構造にいたっては現代工学にも劣らないものとして内外に高く評価されております。

長さ/193m 幅/5m 高さ/12m

編集後記

第三八回定時総会が五月一九日、防府天満宮参集殿で行われます。

今年は役員改選の期であつて、新規まき直して新役員が誕生します。再任される方も又新しく選出される方もあります。フレッシュにしても新しく生れる新執行部に、フレッシュな活躍を期待したいところです。

又、山口支部の防府地区が今年度から支部扱となり、これで山口会は七支部となり、このための本部役員も増加となつて組織は更に強化される。世風はあいかわらず冷え込みが続いており、月末をむかえるたびに、倒産騒ぎがあちこちに出てくる。山口会会員二七八名一層団結し、収入の安定、業界地位の向上を目指して頑張りましょう。